

よくある質問 (ICカードについて)

Q2-1 国土交通省や新潟県と違うICカードを準備する必要がありますか。

A2-1 新発田市の電子入札は新潟県の電子入札システムを共同利用するものです。新潟県の電子入札システムは国土交通省と同じシステムを基にシステムを構築しています。したがって、コア認証局が発行したICカードで新発田市の電子入札システムが利用できます。ただし、電子入札に参加するICカードの名義人の考え方については各発注機関で異なる場合がありますのでご注意ください。

Q2-2 特定JVで入札に参加する場合は、単体とは別にICカードを購入しなければいけませんか。

A2-2 いいえ、企業体の代表構成員のICカードを利用して参加できます。また、事前にJVとしてのICカードの利用者登録作業も不要です。ただし、各構成員から代表構成員に対する委任状が必要です。

Q2-3 工事業者ですが、建設コンサルタントの入札参加資格も持っています。この場合、建設コンサルタントの電子入札を行うためには、工事とは別のICカードが必要ですか。

A2-3 工事と建設コンサルタントでは名簿が異なるため、工事とは別のICカード、別の利用者登録番号により委託の利用者登録を行っていただく必要があります。

Q2-4 電子入札システムにログインする際にPIN番号を入力した後、認証に失敗しました。

以下の点を確認してください

- ・ 電子認証書が無効になっていないか、認証局のホームページよりICカードを確認してください。
- ・ ICカードリーダーのコネクタが抜けていないか確認してください。
カードリーダーによっては、電源投入時にパソコンに接続されていないと認証に失敗することがあります。カードリーダーを接続し直して、パソコンを再起動してみてください。

Q2-5 本店の代表取締役のICカードで電子入札をして落札した場合、契約書の相手先を委任先の営業所長名にできますか。

A2-5 本店の代表取締役から委任を受け入札参加資格者名簿に記載されている営業所の所長であれば、契約の相手方となることが可能です。

よくある質問（利用者登録番号について）

Q3-1 利用者登録番号の申請者は、代表取締役でなければダメですか。

A3-1 原則として各社に1つだけ利用者登録番号を交付しますので、社を代表する方からの申請をお願いします。委任を受けた営業所長名での申請に対しては発行しません。

Q3-2 申請をしましたが、利用者登録番号が交付されるのはいつですか。

A3-2 毎月20日までに受け付けしたのものについて、同月末日(その日が休日の場合はその前日)付けで利用者登録番号を通知します。20日より後に受け付けしたのものについては翌月の末日(その日が休日の場合はその前日)付けで通知します。原則これ以外の通知はいたしませんのでご注意願います。

なお、主たる営業所(本社、本店等)あて郵送しますので、ご注意願います。
(平成21年6月1日改)

Q3-3 利用者登録番号交付申請書に記載した担当者が変わりましたが、変更届は必要でしょうか。

A3-3 変更届が必要なのはICカードの名義人が変わった場合のみです。利用者登録番号交付申請書または変更届に記載した担当者名等の変更があった場合の変更届は不要です。

Q3-4 変更届を提出しましたが、いつ通知が届きますか。

変更届に対して、市からはとくに通知等はありません。提出されましたら、電子入札システムで適宜、必要な操作をしてください。

A3-4 なお、ICカードの枚数を増やした場合等に新規登録をしますが、利用者登録番号は最初に通知されたものを使用します。通知書の再発行はしませんので、大切に保管してください。

よくある質問（利用者登録について）

Q4-1 新潟県の電子入札システムで既に利用者登録を済ませていますが、新発田市の利用者登録を別途行う必要がありますか。

A4-1 新潟県とは別に、新発田市の利用者登録を行う必要があります。

Q4-2 (1)電子入札システムにログインする際にPIN番号を入力した後、認証に失敗しました。

(2)ICカードの利用者登録をしたのに、電子入札システムに入れません。

(3)電子入札システムが動作しません。どうしたらよいですか。

(1)次のことを確認してください。

- 1 電子証明書が無効になっていないか(認証局のホームページよりICカードを確認)
- 2 ICカードリーダのコネクタが抜けていないか。(カードリーダによっては、電源投入時にパソコンと接続されていないと認証に失敗することがあります。カードリーダを接続し直して、パソコンを再起動してみてください)
- 3 設定は大丈夫ですか。

以上で解決しない場合は、ICカードの購入先にお問い合わせください。

(2)次のことを確認してください。

- 1 利用者登録作業直後の場合は、ブラウザをいったん閉じてください。
- 2 調達機関を確定する(新発田市を選択する)ページを通過してください。お気に入り(ブックマーク)を登録する際は、こちらのページを登録し、電子入札システムに入ってください。
- 3 まだ、電子入札システムに入れない場合は、次の(3)をお試しください。

(3)次のことを確認してください。

- 1 JAVA ポリシー等の設定は大丈夫ですか。
- 2 市ホームページの「電子入札」から順々にクリックして電子入札システムにアクセスしていますか。

これらに問題がない場合は次の対策が上げられます。

- 1 ICカードの購入先に電話をし、設定等に問題がないか調べてもらう。
- 2 パソコンを再起動する。
- 3 インターネットエクスプローラー、JAVA のキャッシュをクリアする。
- 4 時間をおいてやり直す。
- 5 別のパソコン、回線で試してみる。

A4-2

Q4-3 利用者登録画面で、「代表窓口」と「ICカード利用部署」がありますが、この違いを教えてください。

「代表窓口」は、新発田市が行う電子入札業務に関する、社としての代表窓口です。

「ICカード利用部署」は、そのICカードで行う電子入札案件に関する連絡先です。

「代表窓口」は社として最初にICカードを利用者登録する時に入力し、2枚目以降のICカードを登録する時には、最初に入力した時のデータが自動表示されます。(なお、代表窓口もICカード利用部署も、後で「変更」処理により内容を変更することが可能です。)

A4-3

一般競争入札については、競争参加資格確認申請書(公募型指名競争入札の場合は参加意向書)を提出した時に使用していたICカードが、その後の入札手続きを行うICカードとして特定されます。お知らせメールの宛先も、使用していたIC

カードの「ICカード利用部署」の連絡先メールアドレスです。

従いまして、ICカードの有効期限、ICカードの管理者等の事情を考慮して、**競争参加資格確認申請書を提出する時にICカードを適切に選択する必要があります。**

指名競争入札、随意契約については、指名通知時点では指名された業者がどのカードを使って入札するつもりなのか市側では知ることができないため、指名通知のお知らせメールは、とりあえず「**代表窓口**」のメールアドレスに送信します。

その後、**受領確認書(随意契約では提出意思確認書)**の提出時に使用していたICカードがその後の入札手続きに使うカードとして特定され、その後のお知らせメールはそのICカードの「**ICカード利用部署**」のメールアドレスに送信されます。

(受領確認書提出前に、お知らせメールの内容を受けて電子入札システムで案件検索、指名通知書の内容確認をしても、ICカードは特定されません。)

Q4-4 資格審査情報検索で上手く検索できません。当社はきちんと登録されていますか。

A4-4 利用者登録番号の通知書に記載されているとおり登録されています。検索が上手くいかない理由として、「(株)」(全角3文字)と入力すべきところを「株」(1文字、機種依存文字)又は「株式会社」と入力していることによるものが多いので、ご注意ください。

Q4-5 登録したICカードの名義人に変更があった場合、電子入札システム上、必要な操作はありますか。

A4-5 原則として、利用者登録メニューからICカードの更新を行ってください。変更前のICカードが失効したため更新ができない場合等は、新規に登録してください。

Q4-6 ICカードの登録を行おうとしたところ、代表窓口情報が入力できません。

A4-6 ICカードの登録が2回目以降の場合、すでに登録してある代表窓口情報が表示されます。とくに変更箇所がない場合は利用部署情報のみ入力のうえ、登録をしてください。
代表窓口情報に訂正したい箇所がある場合は、ICカード利用部署情報のみ入力し、いったん登録をしてください。その後、再度利用者登録メニューにアクセスし、変更ボタンをクリックして代表窓口情報の変更を行ってください。

よくある質問（運用、手続きについて）

Q5-1

制限付一般競争入札で競争参加資格確認申請書を提出する際、添付資料が必要とのことですが、何を添付したらよいのですか。

設計図書等を購入した場合は、別に定める「設計図書等購入済届」に必要事項を入力・保存のうえ、添付資料としてください。

A5-1

設計図書・図面の全てを電子入札システムからダウンロード可能な案件については、「新発田市電子入札運用基準」に定める「添付書類省略届」に必要事項を入力・保存のうえ、添付資料としてください。

なお、一部で技術資料等の添付を求める入札がありますので、そのときは必要な資料を添付してください。

Q5-2

入札書に「くじ番号」を入れるのはなぜですか。

A5-2

電子くじを実施する場合に必要となるためです。これは、入札額が同額の場合、来庁してくじ引きを行うのは合理的ではないため、入札書入力時に任意の3桁のくじ番号を入力していただきます。この場合、くじ番号と時刻に関する数値を基に所定数式により、コンピュータで落札者を決定します。

なお、電子くじを実施しない場合も「くじ番号」の入力は必要となります。

Q5-3

入札書等に添付できるファイルの容量は、上限どれくらいですか。

A5-3

上限は、3メガバイトです。圧縮しても3メガバイトを超えてしまう場合は、契約検査課へ早めに相談してください。（平成21年12月1日改）

Q5-4

電子入札案件については、紙入札は認められますか。

A5-4

原則として認められません。認められる要件・手続きについては、「新発田市電子入札試行運用基準」をお読み下さい。（平成20年5月1日改）

Q5-5

入札書受付締切直前に会社のコンピュータが壊れた場合はどうなりますか。

A5-5

電子入札案件では、入札書の受付期間に複数日の余裕を持たせませす。締切直前になってあわてないよう、余裕を持って入札してください。

なお、万が一このような事態になった場合は入札書受付締切時刻よりも前に契約検査課に相談下さい。（受付締切後はいかなる理由があっても入札書を受理することはできません）

Q5-6

開札前に発注者が入札額を知ってしまう可能性はないですか。

A5-6

ありません。開札時刻までは入札書に電子的な鍵がかかっており、この鍵は市でも決して開けることができません。

電子入札システムの電子くじについて

電子入札において、開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システム上の電子くじにより抽選を行い、落札候補者を決定します。

電子くじでは、くじ番号、入札書が電子入札システムに到達した時間（単位はミリ秒）及び入札書が到達した順番を基に、所定数式により電子入札システムで落札候補者を決定します。

入札書提出時、入札者は任意の3桁のくじ番号を入力する。（入力必須）

入力されたくじ番号と入札書提出日時の時刻（ミリ秒単位）の和を実際のくじ番号とする。

（和が4桁になる場合は、下3桁をくじ番号とする）

開札時に、落札候補者となるべき同価格の入札が複数あれば、入札書が電子入札システムに到達した順に、0, 1, 2・・・と番号を割り当てる。

下の数式で得られた余りの数字を当選番号とする。

くじ対象入札者のくじ番号（上記）の総計÷くじ対象入札者数

で割り当てた番号と で求めた余り数字とが一致した入札者が落札候補者となる。

例

	A業者	B業者	C業者	D業者
くじ番号 (入札書提出時に任意の数字3桁を入力する)	123	456	010	001
入札書提出日時 年.月.日 時:分:秒.ミリ秒	H16.10.18 12:01:00.890	H16.10.18 12:01:00.000	H16.10.18 15:10:01.200	H16.10.19 10:30:45.150
合算値(=くじ番号+入札書提出時刻のミリ秒数)	1013(=123+890)	456(=456+000)	210(=010+200)	151(=001+150)
実際のくじ番号(で得た合算値の下3桁)	013	456	210	151
入札書到着順番	1	0	2	3
余り数字	830(=013+456+210+151)÷4業者=207、余り:2			
落札候補者	-	-	当選	-